

# 定 款

一般社団法人 京都市食品衛生協会

# 一般社団法人京都市食品衛生協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人京都市食品衛生協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

2 この法人は理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、食品衛生法の趣旨に則り、飲食等に起因する中毒、感染症その他の危害発生を防止し、進んで食品の品質その他食品衛生の向上を図り、もって公衆衛生増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品衛生思想の普及啓発に関する事業。
- (2) 食品衛生に係わる相談に関する事業。
- (3) 食品等の検査に関する事業。
- (4) 営業施設の改善並びに食品衛生技術の向上に関する事。
- (5) 食品関係営業者及び従業員の健康の保持増進並びに福利厚生に関する事業。
- (6) 会員の営業施設又は、従業員等の衛生管理業務等で食品衛生法以外の「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「水道法」等の法令による義務的な点検検査相談に関する事業。
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同する京都市内の食品関係営業の事業主、個人又は法人。
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同してその事業を推進するため個人又は法人および業種別単位組合、協会、任意団体。
- 2 この法人の社員（一般社団・財団法人法第11条第1項第5号等に規定する社員をいう。以下同じ。）は、概ね正会員100名までは1名とし、200名を加えるごとに

## 一般社団法人京都市食品衛生協会定款

- 1名増やす代議員をもって社員とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
  - 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
  - 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
  - 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、5月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法第63条及び第70条）並びに定款変更（法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
  - 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなる時に備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
  - 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
    - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
    - (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
  - 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。
  - 10 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
    - (1) 法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
    - (2) 法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
    - (3) 法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
    - (4) 法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
    - (5) 法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
    - (6) 法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

## 一般社団法人京都市食品衛生協会定款

(7) 法第229 条第2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法第246 条第3 項、第250 条第3 項及び第256 条第3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

1 1 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般社団・財団法人法第112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての社員の同意がなければ、免除することができない。

### （入会）

第6 条 この法人に入会を希望する者は、理事会が定める所定の入会申込書を提出するものとする。会費納入をもって、入会手続きの完了となり、そのものは当法人の正会員となる。

### （経費の負担）

第7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てる為、会員になった時および毎年度、会員は別に定める額を会費として支払う義務を負う。

2 前項の会費は、総会の決議をもって別に定める。

### （退会）

第8 条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

### （除名）

第9 条 会員が次の一つに該当するときは、代議員は総会、賛助会員は理事会の決議により、除名することができる。

- (1) 第7 条の支払義務を当該事業年度内に履行しなかった場合
- (2) この法人を誹謗中傷し社会的信用を毀損した場合
- (3) 法令違反により刑事罰や行政処分を受けた場合
- (4) その他この法人の会員としてふさわしくないと判断される場合

### （会員資格の喪失）

第10 条 前2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 廃業または破産したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 総会において総社員が同意したとき。
- (4) 代議員たる会員が、前号までの規程によりその資格を喪失した場合は、代

# 一般社団法人京都市食品衛生協会定款

議員としての地位も当然に失う。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、第5条第2項の代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事および監事の選任又は解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に、臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、代議員現在総数5分の1以上から総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から6週間以内に臨時総会を開催しなければならない。

# 一般社団法人京都市食品衛生協会定款

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において代議員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第19条 総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知した事項について代理人をもって決議権を行使することができる。但し、代理人は代理権を証する書類を提出しなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事50名以内
  - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。

## 一般社団法人京都市食品衛生協会定款

- 3 前項の会長をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 会長以外の理事のうち5名以内を副会長とする。
- 5 会長、副会長以外の理事のうち1名を専務理事とし、1名を常務理事とすることができる。
- 6 第4項および第5項の副会長、専務理事および常務理事をもって一般社団法人・財団法人第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第22条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

### (理事の職務および権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐し、専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長、専務理事および常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を防げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を防げない。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の残存期間とする。

4 理事または監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事

# 一般社団法人京都市食品衛生協会定款

または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第28条 当法人に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、学識経験者その他から理事会の決議を経て、会長が嘱託する。
- 3 顧問は、会長又は理事会の諮問に応じ、意見を述べる事が出来る。
- 4 顧問は非常勤とする。
- 5 顧問は無給とする。但し、必要な経費を弁償することができる。
- 6 前項に関する必要な事項は、総会において定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長および専務理事の選定および解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

# 一般社団法人京都市食品衛生協会定款

## (決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたとき、理事会の決議があったものとみなす。

## (議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 事務局

### (事務局)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の決議を経て会長が任免する。
- 4 事務局長以外の職員は会長が任免する。
- 5 職員は有給とする。
- 6 職員の給与は会長が定める。

### (帳簿および書類)

第37条 この法人の事務局に、次の各号に掲げる帳簿および書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員および職員名簿
- (4) 収入および支出に関する帳簿および証拠書類
- (5) 財産の状況を示す書類
- (6) その他必要な書類

### (会員名簿)

第38条 この法人は、会員の氏名または名称および住所を記載した名簿を作成する。

# 一般社団法人京都市食品衛生協会定款

## 第8章 資産および会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第41条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会し、第1号、第2号および第6号についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 公益目的支出計画実施報告書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事の名簿

(借入金)

第42条 この法人が借入をしようとするときは、短期借り入れを除き、理事会および総会の決議を経なければならない。

## 第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

# 一般社団法人京都市食品衛生協会定款

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(定款に定めない事項)

第48条 この定款に定めない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、大倉敬一とする。
- 3 一般社団法人および一般財団法人に関する法律および公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の

## 一般社団法人京都市食品衛生協会定款

開始日とする。

- 4 この定款施行の際、現に代議員の職に在る者は改正後の定款の規定に基づき、京都市食品衛生協会において、それぞれ選出されたものとみなす。

- \*昭和51年 3月31日設立許可
- \*昭和54年 3月15日一部変更認可
- \*平成13年 7月 2日一部変更認可
- \*平成21年11月19日一部変更認可
- \*平成25年 4月 1日全部改訂
- \*平成29年 5月17日一部変更認可